

山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の改正について

改正の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の一部改正（令和2年11月27日施行）に基づき、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進等を図るための基盤となる地域旅客運送サービスの提供に向けて、本市地域公共交通会議において、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わり、「地域公共交通計画」の作成について協議するよう、所要の改正を行う。

改正内容

山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱新旧対象表

改正後	改正前
山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱	山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱
平成26年 2月25日制定	平成26年 2月25日制定
平成26年 4月 1日制定	平成26年 4月 1日制定
平成27年 4月 1日制定	平成27年 4月 1日制定
平成30年 4月 1日制定	平成30年 4月 1日制定
<u>令和4年 6月1日制定</u>	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、 <u>地域公共交通計画</u> （以下「 <u>交通計画</u> 」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため山陽小野田市地域公共交通会議(以下「 <u>交通会議</u> 」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、 <u>地域公共交通網形成計画</u> （以下「 <u>形成計画</u> 」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため山陽小野田市地域公共交通会議(以下「 <u>交通会議</u> 」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。
(協議事項)	(協議事項)
第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。	第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

<p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) <u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(4) <u>交通計画</u>及び<u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(5) <u>交通計画</u>の達成状況の評価に関する事項</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の日後初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和4年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(4) <u>形成計画</u>及び<u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(5) <u>形成計画</u>の達成状況の評価に関する事項</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の日後初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>
---	---